

<団体名>

国際ソロプチミスト旭川若葉

<活動目的>

国際ソロプチミストは、「女性と女性の生活を向上させる」ことを目的とし、1921年に創設された世界的な女性のボランティア団体で国連の諮問資格を与えられているNGOです。

今なお、日本はもとより世界各国で女性や女性への暴力や虐待、人身売買など心痛む悲しい出来事が起きています。国際ソロプチミストは、扶養家族を抱えながら生活の向上、人生のステップアップを目指して勉強や技術を磨いている女性を支援することに力を注いでいます。

国際ソロプチミスト旭川若葉は、地域に根差した奉仕活動を行っており、その一つとして、旭川藤女子高等学校、旭川商業高等学校、旭川医科大学の学生とともに、地域のごみ拾いなどの奉仕活動を行っています。

また、東日本大震災復興支援を継続するとともに、バーサーロペット・ジャパンや食べマルシェなど、市の行事のサポートも行っています。



<認証20周年記念事業>

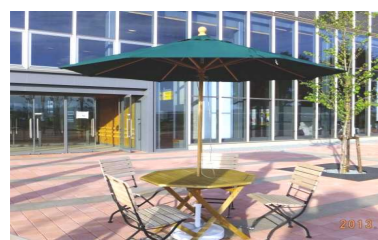
10月26日、国際ソロプチミスト旭川若葉の「認証20周年式典・祝賀会」が旭川グランドホテルで開催されました。

国際ソロプチミスト旭川若葉は、20周年記念事業として、旭川駅南広場のガーデニングセット、旭川空港のキッズスペース、旭川市男女共同参画担当にプロジェクターなど寄贈しました。

式典では、こうした活動に対して、西川市長から感謝状が贈呈されました。



<認証20周年の主な寄贈>



旭川駅南広場のパラソルとチェア



旭川空港のキッズスペース



プロジェクター

<主な活動>



映画「玄牝へげんぴん〜」上映
& 岡野真規代さん講演会



デートDV出前講座①
旭川商業高等学校



デートDV出前講座②
旭川藤女子高等学校

問合せ 国際ソロプチミスト旭川若葉 事務局 高橋 直子 TEL/FAX 0166-31-1742

あさひかわ男女共同参画だより

ハーモニー

平成25年度の事業経過を報告します・・・・・・・・・・	1
あさひかわ男女共同参画基本計画について・・・・・・・・	3
ドメスティックバイオレンス（DV）について・・・・・・・・	4
市内男女共同参画推進団体リレー紹介⑤・・・・・・・・・・	5
（国際ソロプチミスト旭川若葉）	

（発行）

旭川市総合政策部政策調整課（男女共同参画担当）
070-8525 旭川市6条通9丁目46番地
電話：25-5358 FAX23-8217
E-mail：seisakuchosei@city.asahikawa.hokkaido.jp

HP：<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/seisakuchosei/>



平成25年度の事業経過を報告します

今年度における、各種取組経過について報告します。

○平成25年度男女共同参画出前講座

月日	受講団体	受講人数	演 題
6月10日	BPW旭川クラブ	7名	家事への参加から男女共同参画へ 男だって子育てしたい など
6月17日	北海道公立学校事務職員協会旭川支部研究協議会	33名	男女共同参画社会って？
7月3日	シニア大学	41名	男女共同参画にかかわって
8月21日	神居百寿大学	61名	「いきいき人生」～男女の力で魅力ある社会づくり
9月2日	旭川経済クラブ	10名	「あさひかわ男女共同参画基本計画」について
9月9日	(株)日本政策金融公庫旭川支店	20名	「女性活躍推進のための男女共同参画」
9月11日	国際ソロプチミスト旭川	7名	デートDV
10月10日	旭川市市民活動センター	10名	ジェンダーのないメガネで世の中を見てみよう

○旭川市男女共同参画塾inキャンパス

と き 平成25年7月4日
 ところ 北海道教育大学旭川校（290名）
 演 題 男女共同参画社会の実現に向けて
 講 師 鳴海良司氏、男女共同参画担当課長

○小中学校教員研修

と き 平成25年8月5日
 ところ 上川教育研修センター（26名）
 演 題 男女共同参画研修
 講 師 男女共同参画担当課長

○男女共同参画週間パネル展

男女共同参画週間とは、男女共同参画社会基本法の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年、6月23日から6月29日までを強化運動期間として設定しているものです。

内閣府では今年のキャッチフレーズを「紅一点じゃ、足りない。」と定めて、男女共同参画基本法の目的や基本理念について理解を深めるため、全国で様々な取組を実施しています。

本市では、男女共同参画週間に合わせ、6月15日から6月29日、旭川市役所1階ロビーに啓発パネルを展示しました。



ドメスティックバイオレンス (DV) について

平成25年6月26日に「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成26年1月3日に施行されます。

配偶者以外の交際相手からの暴力への対処やその被害者の保護の在り方が課題となっておりますが、今回の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされることとなります。

内閣府では、この法律の改正に併せて、「配偶者からの暴力防止及び被害者保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しを予定しています。

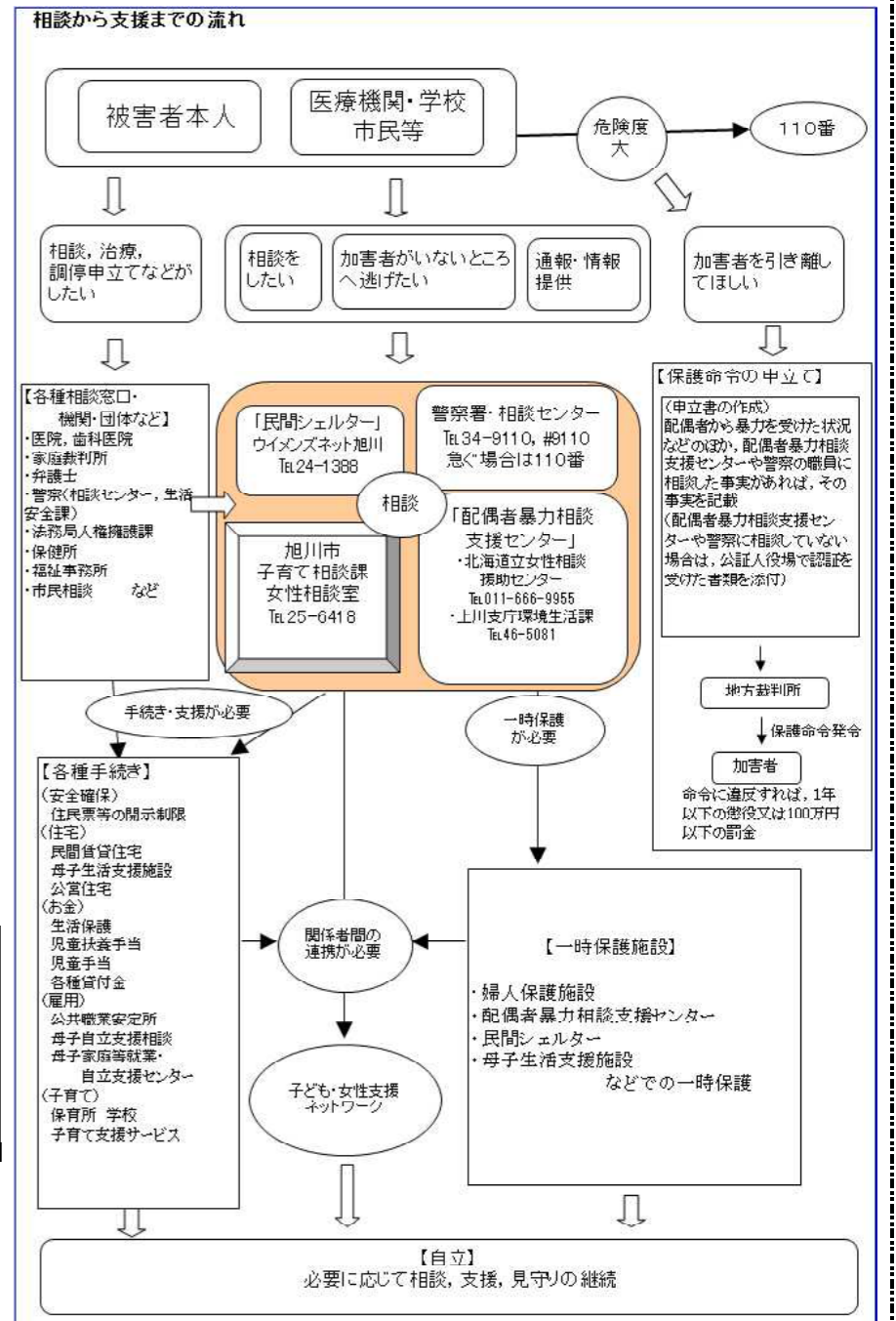
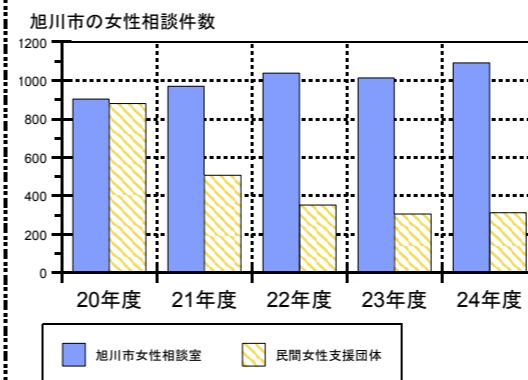
また、平成25年7月3日に「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、電子メールを送信する行為の規制に係る部分については7月23日から、その他の部分については10月3日から施行されています。

この改正により、国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な支援に努めなければならないことが明記されました。

本市においては、平成21年に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を定め、市や警察、医療機関、民間シェルター、児童相談所、学校関係者、民生児童委員といった関係機関が連携して被害者の相談や支援を行っています。

ストーカーやDVによる被害は、事件が起きてしまってからでは手遅れで、事件が起きる前に、未然に防止できる体制を整備することが重要です。

関係機関としっかりと連携し、市民の誰もが安全で安心して暮らせるまちとなるよう、各種施策を推進していきます。



○男女共同参画研修会

今年度の取組の一つとして、企業関係者、市町村職員等を対象に、国の成長戦略としてもあげられている「経済分野における女性の活躍」の推進に向けた研修会を開催しました。

【研修テーマ】働きやすい職場とは～パワハラ・セクハラのない職場を目指して～

【会場】ときわ市民ホール4階 多目的ホール

【日時】平成25年11月21日（木）13:30～16:00

【講座】演 題：職場に潜むパワハラ・セクハラの実態

講 師：特定社会保険労務士（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント防止コンサルタント）
猫塚 優 氏（羽川社会保険労務士事務所）

【情報提供】内 容：仕事と家庭の両立支援制度

説明者：北海道労働局雇用均等室 厚生労働事務官
曾根 浩太 氏

【参加人数】67名



○男女共同参画審議会

平成25年11月5日から旭川市男女共同参画推進協議会委員が改選され、12月3日に、新体制による第1回目の会議を開催しました。

審議会の会長に勝浦氏、副会長に大野氏が選任され、「平成24年度主要事業実施報告書」「平成25年度の男女共同参画推進事業の実施状況」「平成26年度における男女共同参画推進事業の取組」「旭川市配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（素案）」について議論が行われました。

審議会委員の構成は次のとおりです。

旭川市男女共同参画審議会委員（H25.11.5～H27.11.4）

浅野 綾子（弁護士会）	足立 浩哉（経営管理者）
大久保義邦（学校関係者）	○ 大野 剛志（大学関係者）
香川 君子（農業関係者）	◎ 勝浦 恭子（男女共同参画推進団体）
佐藤 肇（公募）	塩尻 曜子（市民委員会女性部会）
島倉千香絵（保育士会）	須藤 衣美（公募）
山地 一（経済団体）	山本 明美（医師会）

（◎会長 ○副会長）



会議の様子～市長からのあいさつ～

あさひかわ男女共同参画基本計画について

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成23年度から平成32年度までを期間とする「あさひかわ男女共同参画基本計画」を策定し、計画に基づき、各種事業を実施しています。

【目標1】男女共同参画の意識づくりと人権の尊重

施策の方向性1	男女共同参画の啓発
施策の方向性2	男女平等の視点に立った教育・学習の推進
施策の方向性3	男女の人権尊重と平等意識の浸透

【目標2】あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向性1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
施策の方向性2	男女の家庭生活と他の活動との両立支援
施策の方向性3	就労等の場における男女共同参画の促進
施策の方向性4	家庭や地域における男女共同参画の促進

【目標3】生涯を通じた男女の健康支援

施策の方向性1	男女の健康の保持・増進
施策の方向性2	女性の健康づくりの推進

平成25年4月1日現在の、数値目標の状況をお知らせします。

No.	項目	策定時数値	現状値	目標値		備考
				中間目標 5年後 (H28.4)	最終目標 10年後 (H33.4)	
1	市の附属機関における女性委員の割合	30.9% (平成22年4月1日現在)	34.3% (平成25年4月1日現在)	37.0%	40.0%	
2	市の附属機関における女性委員割合10%未満の数	7機関 (平成22年4月1日現在)	2機関 (平成25年4月1日現在)	3機関	0機関	
3	市の私的諮問機関等における女性委員の割合	33.3% (平成22年4月1日現在)	22.0% (平成25年4月1日現在)	37.0%	40.0%	
4	市職員の管理職における女性の割合	5.7% (平成22年4月1日現在)	8.5% (平成25年4月1日現在)	8.0%	15.0%	行政職(企業職)給料表適用者のうち、保育士、消防士、技能労務職を除いたもの
5	市職員の男性の育児休業取得率	0% (平成21年度)	4.3% (平成24年度)	5.0% (H26年度)	-	次世代育成支援特定事業実行計画後期計画
6	男女共同参画塾、出前講座、研修等受講者数	568人 (平成21年度)	1,032人 (平成24年度)	700人	1,000人	
7	家族経営協定締結農家数 (女性農業者に関わるもの)	41件 (平成22年3月31日現在)	67件 (平成25年3月31日現在)	61件	81件	
8	女性農業者の起業件数	22件 (平成22年3月31日現在)	30件 (平成25年3月31日現在)	27件	32件	
9	旭川市総合体育館スポーツ教室 女性受講者数	497人 (平成21年度)	504人 (平成24年度)	600人	800人	
10	地域子育て支援センターの設置数	3か所 (平成22年3月31日現在)	5か所 (平成25年3月31日現在)	6か所 (H26年度 未)	-	次世代育成支援行動計画後期計画
11	つどいの広場設置数	1か所 (平成22年3月31日現在)	1か所 (平成25年3月31日現在)	4か所 (H26年度 未)	-	〃
12	留守家庭児童会設置数	41校47か所 (平成22年3月31日現在)	41校51か所 (平成25年3月31日現在)	41校58か所 (H26年度 未)	-	〃
13	認可保育所定員数	4,034人 (平成22年3月31日現在)	4,337人 (平成25年3月31日現在)	4,256人 (H26年度 未)	-	〃
14	延長保育実施数	19か所 (平成22年3月31日現在)	23か所 (平成25年3月31日現在)	24か所 (H26年度 未)	-	〃
15	休日保育の実施数	1か所 (平成22年3月31日現在)	1か所 (平成25年3月31日現在)	2か所 (H26年度 未)	-	〃
16	一時預かりの実施数	8か所 (平成22年3月31日現在)	9か所 (平成25年3月31日現在)	9か所 (H26年度 未)	-	〃
17	病児・病後児保育の実施数	1か所 (平成22年3月31日現在)	2か所 (平成25年3月31日現在)	3か所 (H26年度 未)	-	〃